

開発行為等を行う場合の手続き②-1

【都市計画法29条開発許可申請を行う場合】

那珂川市都市計画課

- 以下は基本的な手続きの流れの概略を示したものであり、記載している内容以外にも手続きが必要となる場合があります。
- 開発行為等を行う際は、事前に関係機関の担当者と協議の上、法令に基づき必要な手続きを行ってください。
- 必要書類の詳細や部数については、事前に各部署の担当者に確認してください。
- () 内の手続きについては、該当する場合のみ行ってください。

手続き	協議・申請先	主な必要書類
—————事前協議を完了した後に、以降の手続きに進んでください（手続きの流れ①参照）—————		
都市計画法32条協議	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設に関する協議書及び添付図書 【県都市計画課HP「開発行為許可申請」様式第4号～第11号】 ※市以外が管理する公共施設（国道・県道など）が関係する場合は、関係機関（那珂県土整備事務所など）にも協議が必要です
↓		
都市計画法29条申請 ・ 農転申請	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為許可申請書及び添付図書 【県都市計画課HP「開発行為許可申請」様式第1号～第3号】 →市で副申欄を記入してお返ししますので、県に提出してください
↓		
	県都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為許可申請書及び添付図書 ※市の副申を記入したもの
↓		
	（産業課）	<ul style="list-style-type: none"> ・ （農地転用に係る許可申請書及び添付図書） 【市産業課HP「農地法関係の手続き」参照】 ※市の副申を記入した開発行為許可申請書の写しを添付してください ※農地転用事前協議書の回答を添付してください
↓		
	（建設課）	<ul style="list-style-type: none"> ・ （占用許可申請書及び添付図書） 【市建設課HP「道路の占用」参照】
↓		
許可決定通知	開発許可日（及び農地転用許可日）以降に開発行為等に着手してください	
↓		
着工	下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水設備等計画確認申請書 【市下水道課HP「下水道排水設備の申請・工事」参照】
↓		
	（建設課）	<ul style="list-style-type: none"> ・ （占用工事着手届） 【市建設課HP「道路の占用」参照】
↓		
	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事着手届及び添付図書 【県都市計画課HP「開発行為許可申請」（様式第15号）】 →市で受付印を押してお返ししますので、県に提出してください （基本的にはその場で受付印を押してお渡します）
↓		
	県都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事着手届及び添付図書 ※市の受付印を押したもの
↓		

【裏面に続きます】

手続き	協議・申請先	主な必要書類
↓		
完了届提出	(建設課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (占用工事完了届)
		【市建設課HP「道路の占用」参照】
	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為等完了届及び添付図書
		【市都市計画課HP「開発行為等の事前協議について」様式第7号】
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事完了届出書及び添付図書
		【県都市計画課HP「開発行為許可申請」様式第16号】
		→市で受付印を押してお返ししますので、県に提出してください
	県都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事完了届及び添付図書
		※市の受付印を押したもの
↓		
排水設備検査	下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水設備新設等工事完了届
		【市下水道課HP「下水道排水設備の申請・工事」参照】
↓		
完了検査		
↓		
完了公告・完了通知	(都市計画課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (公共施設等引継書及び添付図書)
		【市都市計画課HP「開発行為等の事前協議について」様式第10-1号、第10-2号】
		※公共施設の引継ぎ(帰属・寄附等)がある場合は、完了公告及び完了通知
		以降に所有権の移転登記を行います
↓		
建築工事着工	完了公告及び完了通知の後、建築確認申請を行い建築工事等に着工してください	
	なお、建築確認申請手続きについては、那珂県土整備事務所や確認審査機関にお問合せください	